

1 はじめに

1.1 計画策定の背景と目的

柏市では、これまでに「柏市バス交通網整備計画」（平成 18 年（2006 年）8 月）を策定し、これに基づき、市全域での一体感の醸成と誰もが移動しやすい市域を目指して、公共施設等へのアクセス向上と公共交通空白不便地域の解消を図るための新たな交通サービスの実現に向け、官民連携により移動手段の確保に努めてきました。

しかし、「柏市バス交通網整備計画」策定から 10 年が経過し、高齢化の進展に加え、市街地の一部ではバス路線の利便性低下が見られるようになってきました。一方で、柏の葉地区をはじめとする北部地域や、沼南庁舎周辺及び道の駅しょうなんといった東部地域等におけるまちづくりの進展に伴い、柏市の社会状況は大きく変化し、「柏市バス交通網整備計画」で求めてきた柏市における交通のあるべき姿と将来必要となる内容や交通実態との間に齟齬が発生しつつあり、新たな交通計画が必要です。

また、平成 28 年度（2016 年度）から平成 37 年度（2025 年度）を計画期間とした「柏市第五次総合計画」では、将来都市像である「未来へつづく先進住環境都市・柏 ～笑顔と元気が輪となり広がる交流拠点～」の実現方策のひとつとして、都市機能や居住の誘導による立地の適正化に取り組むこととしています。

加えて国では、今後の高齢化社会の到来を踏まえ、「コンパクトシティ(立地適正化計画)+交通ネットワーク(地域公共交通網形成計画)」の構築を推奨しており、これからのまちづくりに両者は重要なものとなっています。

これらの背景を踏まえ、「いつまでも、いきいきと暮らせるまちづくり」の実現に向け、立地適正化計画との整合を図りながら、柏市内の公共交通を再編すべく、「柏市地域公共交通網形成計画」を策定しました。

この計画では、今後の超高齢社会に対応したまちづくりを目指し、5 つの基本方針「地域状況に応じたバス路線への再構築」「交通モード間の円滑化の推進」「高齢者等に配慮した交通環境の構築」「中心市街地活性化に向けた公共交通と自動車の共存」「公共交通の利用促進」を定め、これらの具現化に向けた取組みを進めていきます。

1.2 計画の位置づけ

柏市地域公共交通網形成計画は、柏市第五次総合計画、柏市都市計画マスタープラン、柏市総合交通計画を上位計画とし、都市、交通、環境、福祉等に係る計画を関連計画とした、柏市の公共交通政策の方向性等を定める計画です。

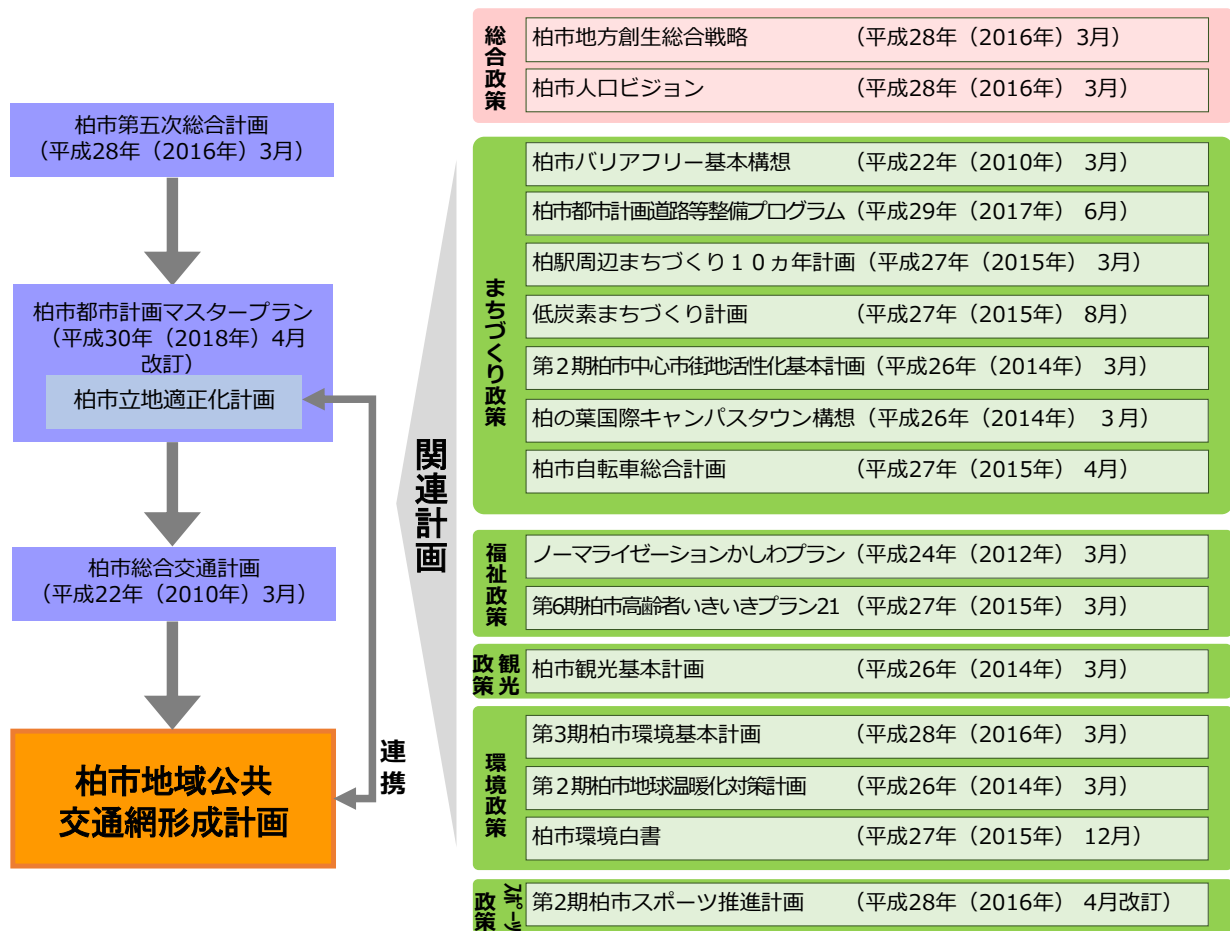


図 1-1 柏市地域公共交通網形成計画の位置づけ

前述のとおり、今後の超高齢社会に対応した持続可能な都市としては、コンパクトなまちづくりと、拠点及び居住エリアを結ぶ交通ネットワークの構築が一体的に進むことが重要になります。このことから、柏市地域公共交通網形成計画の検討を行う上では、柏市立地適正化計画に位置付けられる取組みの方向性及び時間軸の考えと整合を図りながら進めていくこととします。

1.3 計画の区域

計画の区域は、柏市全域として設定します。

1.4 計画の期間

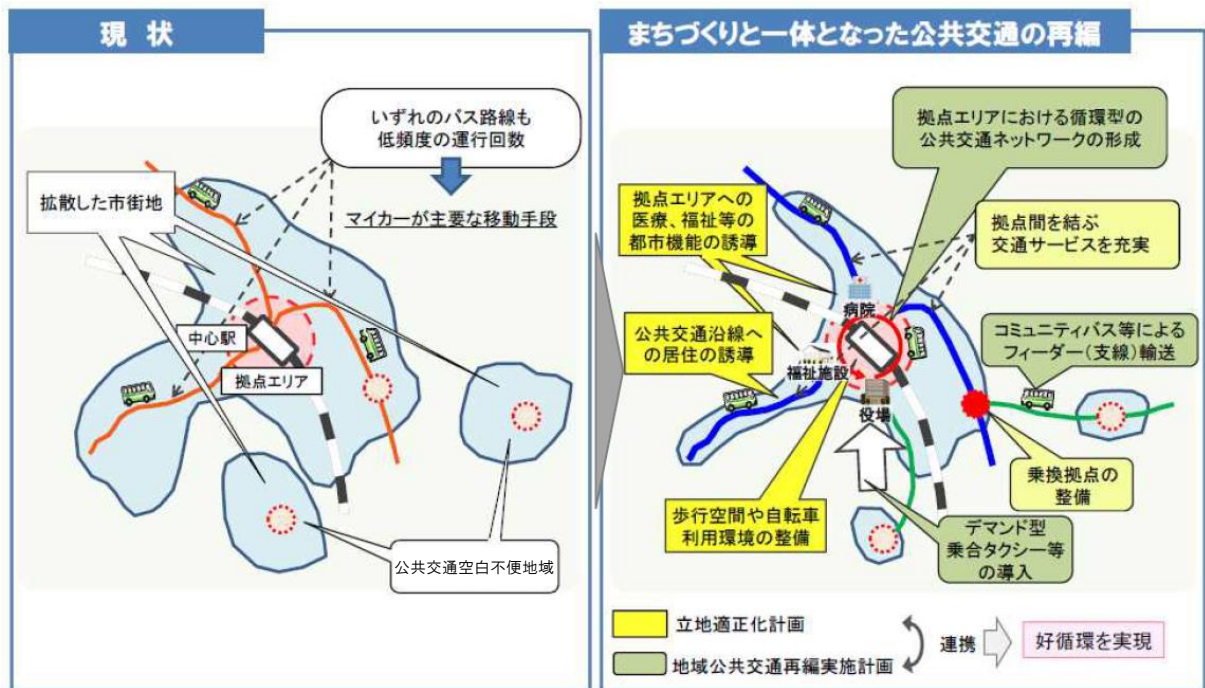
計画の期間は、短期と中長期に分け、平成30年度(2018年度)から平成34年度(2022年度)までの5年を短期、平成35年度(2023年度)から平成49年度(2037年度)までを中長期の計画期間として設定します。

【参考】

<地域公共交通網形成計画とは？>

「地域公共交通網形成計画」は、人口減少やモータリゼーションの進展による公共交通ネットワークの縮小等といった、地域公共交通の問題に対応するため、地方公共団体が策定する計画として平成 26 年（2014 年）11 月に創設されました。

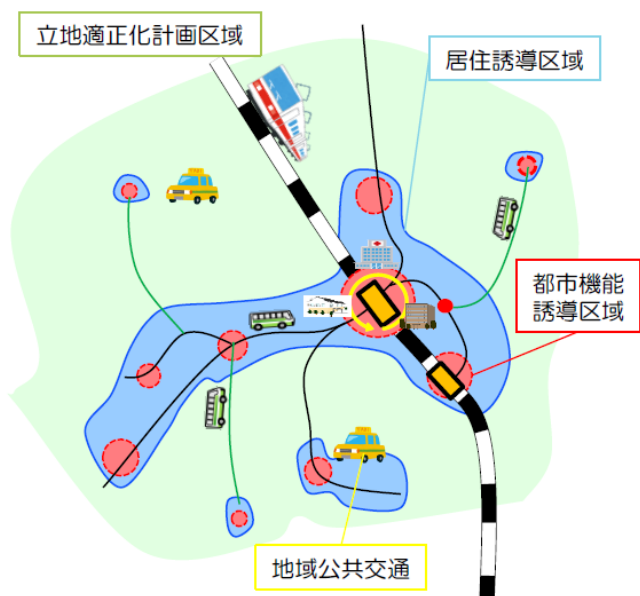
策定に当たっては、立地適正化計画等と連携することで「コンパクトシティ+交通ネットワーク」のまちづくりを進めることが肝要です。



<立地適正化計画とは？>

都市全体の観点から、「コンパクトなまちづくり」を進めるための包括的なマスタープランとして機能する計画です。

居住や都市の生活を支える機能を誘導する区域として、都市機能誘導区域や居住誘導区域等が定められます。



出典：「人とまち、未来をつなぐネットワーク」～地域公共交通活性化再生法の一部改正～

(国土交通省) (平成 27 年(2015 年)11 月)

立地適正化計画概要版(国土交通省) (平成 26 年(2014 年)8 月)